

# 平成27年度に係る財政的援助団体等の監査の結果に対する措置状況

## 第1 監査の結果の報告

平成27年度に係る財政的援助団体等の監査の結果については、平成29年5月12日に議会、知事に報告（平成29年5月12日付け北海道公報第2883号で公表）した。

## 第2 監査の結果に基づき講じた措置

### 1 指摘事項に対する措置

監査実施団体等	指 摘 事 項	講 じ た 措 置
株式会社アサミ	(1) 企業立地推進費補助金において、補助対象とならない経費を補助対象投資額としたことから、補助金140万1,000円が過大となっていた。	当該団体に対し、過大に受領していた補助金について、返還に向けた手続きとともに、補助金の申請等においては、誤りのないよう一層の正確を期すなど、適切な事務処理を行うよう指導し、過大分については返還されました。
社会福祉法人雄心会	(2) 介護従事者確保総合推進事業費補助金において、補助対象経費については、当該事業を実施するために必要な経費とされているが、当該事業の執行に直接関係のない経費を補助対象としたことから、補助金3件、54万8,000円が過大となっていた。	当該団体に対し、過大に受領していた補助金について、返還に向けた手続きとともに、補助金の申請等においては、誤りのないよう一層の正確を期すなど、適切な事務処理を行うよう指導し、過大分については返還されました。
社会福祉法人風連爽風会	(3) 軽費老人ホーム運営費補助金において、補助対象とならない経費を補助対象経費としたことから、補助金40万6,038円が過大となっていた。	当該団体に対し、過大に受領していた補助金について、返還に向けた手続きとともに、補助金の申請等においては、誤りのないよう一層の正確を期すなど、適切な事務処理を行うよう指導し、過大分については返還されました。
社会福祉法人室蘭天照福祉会	(4) 軽費老人ホーム運営費補助金において、補助対象とならない経費を補助対象経費としたことから、補助金27万5,135円が過大となっていた。	当該団体に対し、過大に受領していた補助金について、返還に向けた手続きとともに、補助金の申請等においては、誤りのないよう一層の正確を期すなど、適切な事務処理を行うよう指導し、過大分については返還されました。

社会福祉法人 夕秀会	(5) 軽費老人ホーム運営費補助金において、入所者から徴収する事務費の算定を誤ったことから、補助金32万8,200円が過大となっていた。	当該団体に対し、過大に受領していた補助金について、返還に向けた手続きとともに、補助金の申請等においては、誤りのないよう一層の正確を期すなど、適切な事務処理を行うよう指導し、過大分については返還されました。
社会福祉法人 幸照会	(6) 軽費老人ホーム運営費補助金において、入所者から徴収する事務費の算定を誤ったことから、補助金23万4,000円が過大となっていた。	当該団体に対し、過大に受領していた補助金について、返還に向けた手続きとともに、補助金の申請等においては、誤りのないよう一層の正確を期すなど、適切な事務処理を行うよう指導し、過大分については返還されました。
公益財団法人 北海道障がい者スポーツ協会	(7) 障害者スポーツ振興事業補助金において、補助事業を実施する経費については、当該事業を実施するために必要な経費とされているが、当該事業の執行と直接関係のない経費を補助対象としたことから、補助金25万3,584円が過大となっていた。	当該団体に対し、過大に受領していた補助金について、返還に向けた手続きとともに、補助金の申請等においては、誤りのないよう一層の正確を期すなど、適切な事務処理を行うよう指導し、過大分については返還されました。
公益社団法人 北海道観光振興機構	(8) 北海道観光誘致推進事業負担金等において、事業費等の算定を誤ったことから、負担金23万1,000円が過大となっていた。 また、観光プロモーション推進事業補助金において、補助対象経費の算定を誤ったことから、補助金4,000円が過大となっていた。	当該団体に対し、過大に受領していた負担金等について、返還に向けた手続きとともに、負担金等の申請等においては、誤りのないよう一層の正確を期すなど、適切な事務処理を行うよう指導し、過大分については返還されました。

## 2 指導事項に対する措置

### (1) 団体に関するもの

項目	指導事項	講じた措置
ア 事業の執行に関	(7) 子育て支援対策事業費補助金により購入した備品について、当該補助	当該団体に対し、子育て支援対策事業費補助金により購入した備品につい

するもの	<p>金交付要綱では適切な使用及び管理を行わなければならないとされているが、一部の教具について使用していないものがあった。</p>	<p>ては、当該補助金交付要綱に基づき、適切な使用及び管理を行うよう指導しました。</p>
	<p>(イ) 軽費老人ホーム運営費補助金において、入所者から徴収する事務費の算定を誤ったことから、補助金が過大となっているものや、補助対象とならない経費を補助対象経費としているものがあった。</p>	<p>当該団体に対し、過大に受領していた補助金について、返還に向けた手続きとともに、補助金の申請等においては、誤りのないよう一層の正確を期すなど、適切な事務処理を行うよう指導し、過大分については返還されました。</p>
	<p>(ウ) 軽費老人ホーム運営費補助金において、補助対象とならない経費を補助対象経費としているものがあった。</p>	<p>当該団体に対し、補助対象経費の算定に当たっては、関係通知等を遵守し、適切な事務処理を行うよう指導しました。</p>
イ 支出に関するもの	<p>(ア) 手当や旅費について、団体の規程に定めがないにもかかわらず支給しているものや規程と異なる額を支給しているもの、また、支給区分を誤って過大に支給しているものがあった。</p>	<p>当該団体に対し、手当や旅費の支給に当たっては、団体の規程に基づき、適切な事務処理を行うよう指導しました。</p>
	<p>(イ) 通勤手当について、支給区分を誤って過大に支給しているものがあった。</p>	<p>当該団体に対し、通勤手当の支給に当たっては、団体の規程に基づき、適切な事務処理を行うよう指導しました。</p>
	<p>(ウ) 職務手当について、団体の規定と異なる額を支給しているものがあった。</p>	<p>当該団体に対し、職務手当の支給に当たっては、団体の規定に基づき、適切な事務処理を行うよう指導しました。</p>
	<p>(エ) 手当について、団体の規程に定めがないにもかかわらず支給しているものがあった。</p>	<p>当該団体に対し、手当の支給に当たっては、団体の規程に基づき、適切な事務処理を行うよう指導しました。</p>
ウ 契約に関するもの	<p>(ア) 事務所等の賃貸借契約において、学校法人と理事との利益が相反する事項については、理事は代理権を有しないが、賃借人である学校法人理</p>	<p>当該団体に対し、学校法人と理事との利益が相反する事項については、私立学校法に基づき、特別代理人を選任し契約するよう指導しました。</p>

	<p>事長が賃貸人である理事長個人と、契約を締結しているものがあった。</p>	
	<p>(イ) 団体の規程では、固定資産を取得しようとするときは、取得予定価格が限度額未満である場合などを除き、指名競争入札により契約を行い、契約書を作成することとしているが、限度額を定めないうまま、随意契約を行い、契約書も作成していないものがあった。</p> <p>また、耐用年数が1年以上で、かつ、図書を除き、価格が3万円以上のものは、有形固定資産としなければならないが、固定資産として会計処理していないものがあった。</p>	<p>当該団体に対し、固定資産の取得及び会計処理に当たっては、団体の規程に基づき、適切な事務処理を行うよう指導しました。</p> <p>また、契約の締結に当たっては、団体の規程に基づき、適切な事務処理を行うよう指導しました。</p>
	<p>(ウ) 団体の規程では、委託料の予定価格は履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならないが、委託実施要領において、冬期閉鎖期間の保守点検を不要としている施設があるにもかかわらず、通年行うこととして積算したため、契約金額が割高となっているものがあった。</p>	<p>当該団体に対し、職員への財務会計規定等の周知徹底を図るとともに、予定価格の積算に当たっては、団体の規定に基づき、適切な事務処理を行うよう指導しました。</p>
	<p>(エ) 事務所等の賃貸借契約において、学校法人と理事との利益が相反する事項については、理事は代理権を有しないが、賃借人である学校法人理事長が賃貸人である理事長個人と、契約を締結しているものがあった。</p>	<p>当該団体に対し、学校法人と理事との利益が相反する事項については、私立学校法に基づき、特別代理人を選任し契約するよう指導しました。</p>
<p>エ 財産管理に関するもの</p>	<p>道産エネルギー技術開発支援事業補助金において、補助事業により取得した50万円以上の処分制限財産については、補助事業者は台帳を設け、保管状況を明らかにして事業終了後も善良なる管理者の注意をもって管理しなければならないが、これを行</p>	<p>当該団体に対し、補助金交付要綱に規定する処分制限財産の台帳を作成し、その写しを提出するよう指導しました。</p> <p>また、当該財産の保管について、第三者が所有し管理している建物に設置されていることから、保管の取り決めを行うなど、適切な管理を行うよう指</p>

	<p>っていないものがあった。</p> <p>また、当該財産は、第三者が所有し管理する建物に設置されており、補助事業終了後も第三者が使用可能な状態であったにもかかわらず、保管の取り決めなども行っていないものがあった。</p>	<p>導しました。</p>
オ 工事に 関するもの	<p>(ア) 機器類等の更新工事において、団体の規程では、見積りによる設計単価の策定に当たっては、取引の実例等を考慮した査定を行った上で単価を決定する必要があるが、これを行っていないものがあった。</p>	<p>当該団体に対し、機器類等の更新工事における設計単価の策定に当たっては、団体の規程に基づき、適切な事務処理を行うよう指導しました。</p>
	<p>(イ) 機器類等の更新工事において、団体の規定では、見積りによる設計単価の策定に当たっては、取引の実例等を考慮した査定を行った上で単価を決定する必要があるが、これを行っていなかった。</p>	<p>当該団体に対し、工事の設計単価の策定に当たっては、団体の規定に基づき、適切な事務処理を行うよう指導しました。</p>
カ その他 団体の経 理に関するもの	<p>(ア) 学校法人において、予算の執行については、予算額の範囲内で行わなければならないが、所定の手続きを行わずに、予算額を超える支出を行っているものがあった。</p>	<p>当該団体に対し、予算の執行に当たっては、団体の規程に基づき、適切な事務処理を行うよう指導しました。</p>
	<p>(イ) 学校法人において、予算に重要な変更を加えようとするときは、理事会の議決を得なければならないが、これを行わず、予算額を超える支出を行っていた。</p>	<p>当該団体に対し、予算の補正に当たっては、評議員会の意見を聞き、理事会の議決を得るよう指導しました。</p>
	<p>(ウ) 会計帳簿は、複式簿記の原則に従って、正確に記帳しなければならないが、講師謝金等から源泉徴収した所得税等について、預り金勘定に計上していないものがあった。</p>	<p>当該団体に対し、商工会議所基準に基づき、適正な事務処理を行うよう指導しました。</p>

<p>(エ) 会計帳簿は、複式簿記の原則に従って、正確に記帳しなければならないが、記帳指導員謝金から源泉徴収した所得税等について、預り金勘定に計上していないものがあった。</p>	<p>当該団体に対し、商工会議所基準に基づき、適正な事務処理を行うよう指導しました。</p>
<p>(オ) 決算関係書類は、正確な会計帳簿に基づいて作成することとされているが、他団体から委託を受けて行った業務に係る収支の一部について、収支決算書に計上していないものがあった。</p>	<p>当該団体に対し、商工会議所基準に基づき、適正な事務処理を行うよう指導しました。</p>
<p>(カ) 貸借対照表については、すべての資産、負債等を記載するなど、必要な会計事実を明瞭に表示するものでなければならないが、未収金として計上すべき額を誤っているものや、未払金の計上を行っていないものがあった。</p>	<p>当該団体に対し、商工会議所基準に基づき、適正な事務処理を行うよう指導しました。</p>
<p>(キ) 貸借対照表及び財産目録については、財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示するものでなければならないが、補助事業により整備した建物について、資産計上していないものがあった。</p>	<p>当該団体に対し、決算書類の作成に当たっては、誤りのないよう一層の正確を期すなど、適切な事務処理を行うよう指導しました。</p>
<p>(ク) 定款に監査役を置くことを定めた場合は、会社法の規定により監査役が監査報告書を作成し、当該会社は貸借対照表等計算書類とともにこの報告書を本店に5年間、備え置かなければならないとされているが、これらを行っていないものがあった。</p>	<p>当該団体に対し、会社法の規定に基づき、適切な事務処理を行うよう指導しました。</p>
<p>(ケ) 医療法の規定では、社団たる医療法人の理事長は、少なくとも毎年1回、定時社員総会を開かなければならないが、これを行っていないもの</p>	<p>当該団体に対し、定時社員総会の開催に当たっては、医療法の規定に基づき、適切な事務処理を行うよう指導しました。</p>

があった。

(2) 道の部局に関するもの

項 目	指 導 事 項	講 じ た 措 置
	<p>(ア) 補助事業者等において、補助金等が過大となっているものがあったことから、所管部局においては、書類の審査を適切に行い、必要に応じて現地調査をするなどして、補助金等の額の確定を適切に行うとともに、団体に対して適正な事務処理を行うよう指導する必要がある。</p>	<p>当該団体に対し、過大に受領していた補助金について、返還に向けた手続きとともに、補助金の申請等においては、誤りのないよう一層の正確を期すなど、適切な事務処理を行うよう文書により指導し、過大分については返還されました。</p> <p>また、補助金の額の確定に当たっては、提出された実績報告等の書類を十分精査し、必要に応じて現地調査を実施するなど、適切な事務処理に努めます。</p>
	<p>(イ) 障害者スポーツ振興事業補助金において、補助事業を実施する経費については、当該事業を実施するために必要な経費とされているが、当該事業の執行と直接関係のない経費を補助対象としたことから、補助事業者において、補助金25万3,584円が過大となっていた。このことから、書類の審査を適切に行い、必要に応じて現地調査をするなどして、補助金の額の確定を適切に行うとともに、団体に対して適正な事務処理を行うよう指導すべきである。</p>	<p>当該団体に対し、過大に受領していた補助金について、返還に向けた手続きとともに、補助金の申請等においては、誤りのないよう一層の正確を期すなど、適切な事務処理を行うよう指導し、過大分については返還されました。</p> <p>また、補助金の額の確定に当たっては、実績報告等の書類の審査を適正に行うとともに、必要に応じて現地調査を実施するなど、適切な事務処理に努めます。</p>
	<p>(ウ) 軽費老人ホーム運営費補助金において、入所者から徴収する事務費の算定を誤ったことから、補助金32万8,200円が過大となっていたので、書類の審査を適切に行い、必要に応じて現地調査をするなどして、補助金の額の確定を適切に行うとともに</p>	<p>当該団体に対し、過大に受領していた補助金について、返還に向けた手続きとともに、補助金の申請等においては、誤りのないよう一層の正確を期すなど、適切な事務処理を行うよう指導し、過大分については返還されました。</p> <p>また、団体に対し、補助対象経費の</p>

に、団体に対して適正な事務処理を行うよう指導すべきである。

算定など事務取扱に関する説明会を定期的で開催するとともに、補助金の額の確定に当たっては、実績報告等の書類の審査を適正に行うとともに、必要に応じて現地調査を実施するなど、適切な事務処理に努めます。

(エ) 軽費老人ホーム運営費補助金において、入所者から徴収する事務費の算定を誤ったことから、補助金23万4,000円が過大となっていたので、書類の審査を適切に行い、必要に応じて現地調査をするなどして、補助金の額の確定を適切に行うとともに、団体に対して適正な事務処理を行うよう指導すべきである。

当該団体に対し、過大に受領していた補助金について、返還に向けた手続きとともに、補助金の申請等においては、誤りのないよう一層の正確を期すなど、適切な事務処理を行うよう指導し、過大分については返還されました。

また、団体に対し、補助対象経費の算定など事務取扱に関する説明会を定期的で開催するとともに、補助金の額の確定に当たっては、実績報告等の書類の審査を適正に行うとともに、必要に応じて現地調査を実施するなど、適切な事務処理に努めます。

(オ) 軽費老人ホーム運営費補助金において、補助対象とならない経費を補助対象経費としたことから、補助金27万5,135円が過大となっていたので、書類の審査を適切に行い、必要に応じて現地調査をするなどして、補助金の額の確定を適切に行うとともに、団体に対して適正な事務処理を行うよう指導すべきである。

当該団体に対し、過大に受領していた補助金について、返還に向けた手続きとともに、補助金の申請等においては、誤りのないよう一層の正確を期すなど、適切な事務処理を行うよう指導し、過大分については返還されました。

また、団体に対し、補助対象経費の算定など事務取扱に関する説明会を定期的で開催するとともに、補助金の額の確定に当たっては、実績報告等の書類の審査を適正に行うとともに、必要に応じて現地調査を実施するなど、適切な事務処理に努めます。

(カ) 軽費老人ホーム運営費補助金において、補助対象とならない経費を補助対象経費としたことから、補助金40万6,038円が過大となっていたので、書類の審査を適切に行い、必要

当該団体に対し、過大に受領していた補助金について、返還に向けた手続きとともに、補助金の申請等においては、誤りのないよう一層の正確を期すなど、適切な事務処理を行うよう指導



<p>に応じて現地調査をするなどして、補助金の額の確定を適切に行うとともに、団体に対して適正な事務処理を行うよう指導すべきである。</p>	<p>し、過大分については返還されました。</p> <p>また、団体に対し、補助対象経費の算定など事務取扱に関する説明会を定期的で開催するとともに、補助金の額の確定に当たっては、実績報告等の書類の審査を適正に行うとともに、必要に応じて現地調査を実施するなど、適切な事務処理に努めます。</p>
<p>(キ) 北海道観光誘致推進事業負担金等において、事業費等の算定を誤ったことから、負担金23万1,000円が過大となっており、また、観光プロモーション推進事業補助金において、補助対象経費の算定を誤ったことから、補助金4,000円が過大となっていたので、書類の審査を適切に行い、必要に応じて現地調査をするなどして、負担金及び補助金の額の確定を適切に行うとともに、団体に対して適正な事務処理を行うよう指導すべきである。</p>	<p>当該団体に対し、過大に受領していた負担金等について、返還に向けた手続きとともに、負担金等の申請等においては、誤りのないよう一層の正確を期すなど、適切な事務処理を行うよう指導し、過大分については返還されました。</p>
<p>(ク) 企業立地推進費補助金において、補助対象とならない経費を補助対象投資額としたことから、補助金140万1,000円が過大となっていたので、書類の審査を適切に行い、必要に応じて現地調査をするなどして、補助金の額の確定を適切に行うとともに、団体に対して適正な事務処理を行うよう指導すべきである。</p>	<p>当該団体に対し、過大に受領していた補助金について、返還に向けた手続きとともに、補助金の申請等においては、誤りのないよう一層の正確を期すなど、適切な事務処理を行うよう指導し、過大分については返還されました。</p> <p>また、適切な書類審査を行うため、補助金の事務取扱に係る要領等を改正し、補助対象とならない経費を明記するとともに、額の確定における適切な現地調査の実施を振興局に通知しました。</p>

### 3 検討事項に対する措置

項 目	検 討 事 項	講 じ た 措 置

(ア) 道産エネルギー技術開発支援事業補助金において、補助事業により取得した50万円以上の処分制限財産については、補助事業者は台帳を設け、保管状況を明らかにして事業終了後も善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

しかし、第三者が所有し管理する建物に設置された財産について、補助事業終了後も第三者が使用可能な状態であるにもかかわらず、保管の取り決めなども行っていなかったことから、そのような場合の取扱いについて、要領等に定めるなど適切な財産管理が行われるよう検討する必要がある。

当該補助事業が平成27年度で終了したことから、平成28年度から開始した類似の先進的エネルギー関連技術開発支援事業補助金の取扱要領を平成29年4月に一部改正し、補助事業者と第三者との保管承諾に関する参考様式を定め、適切な財産管理が行われるようにしました。

(イ) 機械工業振興事業において、補助事業者は、技術情報誌を定期発行し、この誌面の一部に会員等の企業広告を掲載して、補助対象経費である情報誌の印刷経費を上回る広告料収入を得ているが、道は、補助事業の財源として道費補助金以外の収入金がある場合には、その収入金を控除する旨を告示していないため、当該補助事業に係る収支が補助金額の算定に十分反映されているとはいえないことから、補助事業における収入金の取扱いについて検討する必要がある。

補助事業における収入金の取扱いについて、広告料収入を含む寄付金その他の収入があった場合は控除することとし、平成29年度より補助申請様式に反映させました。また、平成30年度においては、補助要綱を制定し、補助事業に係る収支の取扱いについて定める方向で整理します。